

**「とくしま地域資源活用価値創出推進事業」のうち人材育成研修業務
委託仕様書**

1 委託業務の目的

徳島県（以下「県」という。）の農山漁村には農林水産物をはじめとする優れた地域資源が豊富に存在しており、これらの地域資源を活用した価値創出の取組は、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、農山漁村を活性化するものである。

このため、「とくしま地域資源活用価値創出推進事業」で実施する業務の一部である人材育成研修の業務に関して、ノウハウを有する事業者に委託することにより、地域資源を活用した価値創出等の取組を支援する。

2 委託業務の内容及び対象経費

（１）委託業務の内容

- ア 経営感覚を持って地域資源を活用した価値創出に取り組む人材を育成するため、HACCP、衛生・品質管理、ブランド戦略に関する権利や手続、経営、マーケティング、情報発信等のデジタル技術の導入に関する実践的な経験を得るための講義及び実習を行うこと。
- イ 講義及び実習により得られた知識・経験をより実践的なものへとブラッシュアップするための意見交換会等を開催すること。
- ウ 県産農林水産物等の加工品の製造、販売等を既に取り組んでいる又は今後取り組む予定の県内農林漁業者等を対象とすること。
- エ 研修の内容については、県と協議を行うこと。
- オ 各講義へはオンラインによる出席を可能とすること。
- カ 人材育成研修はデジタル技術を学ぶ講義１回を含めた実習と組み合わせた連続講義を３回および意見交換会を必ず１回は開催すること。
- キ 「とくしま地域資源活用価値創出推進事業」に関して紹介を行い、研修受講者による地域資源を活用した価値創出の取組をサポートすること。
- ク 各講義の参加人数はオンラインによる参加者も含めて集計を行うこと。
- ケ 研修受講者を対象に研修の効果や理解度等についてのアンケートを実施すること。

（２）対象経費

管理運営費（人件費、旅費、受講者募集案内印刷費等）
開講実施費（会場費（会場借料、会場等備品、会場整理賃金））
講師謝金、旅費
テキスト作成費（原稿料、資料印刷費）
実習に係る損害保険料
通信費
消耗品費等

3 委託業務に関する留意点

- (1) 本業務は特定の農林漁業者や企業、団体のみの利益追求のために実施するものではないため、実施期間中において受講者から研修等の費用を受領してはならない。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たっては、業務全体の責任者、業務実施に係る企画立案を行う企画員等及び経理責任者を定め、業務執行体制を構築すること。
- (3) 受託事業者は、本事業に関して知り得た業務上の秘密を、事業期間にかかわらず、決して第三者に漏らしてはならない。また、受託事業者は事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (4) 受託者は、業務の進行状況等を県に随時報告するほか、県担当者の求めに応じて報告を行い、適切な業務の執行に努めるものとする。
- (5) 業務の目的を達成するため、県は業務状況・進行状況に関して必要な指示を行うものとし、受託者はこの指示に従うものとする。

4 対象とならない経費

次の経費は、業務の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- (1) 専ら、本業務を実施するために雇用した者以外の手当
- (2) 本業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (3) 都道府県及び市町村の職員の人件費
- (4) 業務の拠点となる事務所等の借上げ経費
- (5) 人材育成研修の受講者の居住地(自宅及び集合場所等)から研修地(受講者を受け入れる研修先等)までの間の旅費(交通費、宿泊費等)
- (6) 委託契約締結前に支出された経費
- (7) 委託対象経費に係る消費税仕入控除税額(対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律226号)の規定による地方消費税率を乗じて得た金額の合計額)
- (8) WEB会議機器類(スピーカーやマイクセット等)の購入経費
- (9) その他本業務を実施する上で、必要と認められない経費及び本業務の実施に要した経費であることを証明できない経費

5 その他

本仕様書に記載されていない事項について、又は本仕様書の変更を必要とする場合には県と受託者が協議の上、これに対応するものとする。